

第13回 新宮市文化複合施設管理運営検討委員会 会議概要

日時：令和元年7月5日（金） 午後1時30分～午後3時30分

場所：新宮市役所別館第3会議室

管理運営 検討委員会	出席委員	関委員長、勢古副委員長、榎本委員、那須委員、東委員、城庵委員、川口委員、竹中委員
	欠席委員	雑賀委員、榭谷委員
事務局	教育委員会	速水教育長、平見教育部長 文化振興課：福本課長、勝田補佐、古川係長、山本係長
	図書館	道前係長
支援業者	(株)アターワークショップ [®] （TWS）	伊東氏、真木氏

<開会-教育長あいさつ・新委員長あいさつ>

教育長	<ul style="list-style-type: none"> 市民の文化活動の拠点にふさわしい管理運営を目指して努力してまいりたい。当委員会には管理運営の基本計画をまとめて、基本的な理念を示していただいた。その理念を実現していくために、提言いただきながら、私たちの取り組みを一步一步着実に前に進めていきたい。市の第二次総合計画の中でも「人とまちが輝き未来へつなぐまち」という大きなテーマを持っている。そのテーマに近づいていくためにも、この文化施設は大きな役割を担っている。みなさまのご支援、ご協力、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 榭谷委員、雑賀委員が本日欠席となっている。 前回の委員会から半年ぶりの開催となる。6月26日には堀内前委員長辞任に伴う委員長選任会議を実施し、文化複合施設の経過についてもご説明した。今回より堀内委員長に代わり、関委員長が選任されている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 西村記念館の仕事をした中で、新宮市の文化力の大きさ、他市が新宮市の文化力に対して一目置いているのを感じた。文化力を高めることが地域全体の活性化に繋がる。ひいては地域の経済・商店街の活性化になる。我々は管理運営を通じて実践していきたい。委員長として残りの委員会を頑張っていきたい。

<議事 利用規則について>

TWS	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度、管理運営基本計画については本委員会で協議させていただき、大きな方向性は決まった。今年度は主に条例をつくっていく必要がある。条例の中で細かい数値についても決めていかななくてはならないので、まずはご意見を伺い、それをひとつの提言書にまとめていく作業になる。委員会の意見をきいて、最終的に責任をもって決めていくのは行政ということになるが、まずは委員会としてひとつの意見に絞り込んでいく方向で進めていければと思う。 今回は事業計画についてご意見を頂いた。 本日は、事業計画のうち貸館事業、その中でも利用規則を議題とする。「貸館」は利用を推進して稼働率を上げる、収入を得るための一つの事業として捉えているた
-----	---

TWS	<p>め、事業計画の中に入っている。条例か規則か、どちらに定めるか振り分けを決めていく。内規は、運営するときに考えていく細かいルールとなる。</p> <p>(提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休館日：週 1 日＋年末年始。図書館は祝日も休館日とする。ただし、ホールは休館日でも、希望があれば利用できる。 ・ 開館時間：9 時－22 時。図書館は 9 時－18 時。日曜は 17 時まで。旧市民会館、現行の施設と同じ。ホールは要望があれば事前申請によって開館時間外もあける。この点についてもご意見をまとめていただきたい。正職員のみで対応するのは困難であると考えられるため、市民管理による運営を検討。窓口対応は 9 時－18 時。 ・ 貸出時間区分：ホールは 3 区分制。午前区分は 9 時から 12 時まで、午後区分は 13 時から 17 時まで、夜間区分は 18 時から 22 時。練習で使いたい場合には、時間単位での貸出もあり。その他の諸室も、ホールと同じ 3 区分制。スタジオのみ時間単位で任意の時間で貸出可。時間外貸出も可。共用スペースは展示などのために貸し出せるように、1 m²単位で料金を課す。 ・ 貸出予約受付開始時期：ホールは 1 年前から 14 日前まで。その他諸室は、ホールと同時利用の場合は 1 年前、単独利用は 3 カ月前から予約開始。共用スペースについては、ホールや他諸室の利用と調整のうえ、貸出を検討する。スタジオ利用は 1 日前の予約でも可。 ・ 申込受付方法：希望が重なる場合に備えて、申込受付開始の当日に利用希望者同士の会議を行う。受付開始 2 日目以降は先着順。練習利用については、3 カ月前から先着順。来館もしくはインターネット、電話で利用申込を行う。 ・ 市内外の区分：市内と市外は区別せず同列ルール。市民優先の意見もあるかと思うので、ご意見を頂きたい。 <p>(他事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民運営の事例：金沢市民芸術村。24 時間 365 日営業している。行政側のスタッフは 9 時－17 時の勤務。17 時以降は、警備保障会社が鍵の貸出だけを行う「自主管理」。市民の代表 2 名を選出しており、もし利用者がトラブルを起こした場合には代表に連絡がいき、市民の中で解決する。24 時間安価に利用できる権利と同時に、義務、責任が発生する。 ・ 利用調整会議・抽選会事例：高知市文化プラザかるぽーと。近隣施設である高知県立県民文化ホールも同時抽選とし、利用調整を同会議内で行う。皆の目の前でホワイトボードに希望日程を書いて調整し、調整がつかない場合には抽選を行う。 ・ 検討ポイントは <ul style="list-style-type: none"> ① 幅広い層の利用を促進する方針になっているか。 ② 優遇措置についてどう考えるか。 ③ 市民運営についてどう取り入れるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議論の前に質問が何点かある。条例の範囲はどこまでで、どこからが調整可能事項なのか、行政利用にも適用されるのか。貸館予約については行政利用が優先される

委員	<p>のか、もしくは行政利用も公平に利用調整対象となるのか。利用の仮予約を入れておいてキャンセルをする利用者への対応はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内外の利用料金について、上富田文化会館では町外利用者は基本料金を2倍にしている。時間外の利用についても、利用可能時間を決めた方がよい。 開館時間を22時までにしたとき、その時間までの使用頻度はどうなのか。使用頻度が低いなら閉館を早めてもよいのでは。紀宝町のまなびの郷は21時を閉館時間としている。 貸館の時間区分について、21時-22時の利用頻度は低いと思う。21時から1時間単位での貸出でも良いのでは。行政利用や文化協会の予約は1年前から、発表会・コンサート等は11カ月前からの予約開始でもよいのでは。催事の規模によって締切の期限は決めておかなくてはならないと思う。市民運営については賛成である。 旧市民会館の利用状況・要望などについてデータがほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館の本番開催は1年間平均55.6回。これらはほとんどが貸館利用であった。週に1回程度は本番利用があった。年間の開館日は360日で週休1日ではなかった。大ホールの稼働率は練習利用も含めた結果だが42%となっている。運営はシルバー人材に委託、所管は文化振興課である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 図書館について、県直営館・指定管理館両方で館長をやっていた経験からお話する。祝日も休館とするところは圧倒的に少ない。職員の負担が大きいなら補うべきで、ホールと同じ休館日にすればよい。ただし月に1回は書架の整理などのため特別休館が必要である。蔵書の点検期間となる。また開館時間については、夕方以降意外に利用する方は少ない。 計画はどうなるのかと思っていたが、やっと動き出してよかった。まちの活性化の起爆剤にもなって、いいものになると思う。皆でいいものをつくっていったらと思う。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> では事務局より頂いた質問への回答をお願いしたい。 条例の範囲、行政利用の優先性、市外利用について、夜間区分における利用頻度、旧市民会館の情報、図書館特有の休館日についての考え方等について話が挙がっていた。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 条例の範囲については、近隣施設の情報をまとめ改めて資料としてお渡しする。条例で定めるのは、設置の目的、設置場所、休館日、使用の許可の出し方、使用料金など。使用料金は基本全額利用前の納付となる。細則については規則で定める。21時まで利用の案については、持ち帰って検討とさせて頂きたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政利用については一年間の計画表を公にして、民間が使いたいときに使えるようにしておくことも必要と考える。 行政利用であっても事業予算内に貸館料金の支払いを見込んでおくべき。ランニングコストを考える上では、支払いをすべきである。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 図書館閉館後、学生が自習をする場合は22時まで施設を利用出来る方が良いか、

TWS	21 時までの方が良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 学生については閉館時間まで利用することはないと考える。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間については9時から21時を基本として、希望があれば22時まで開ける、とすればよいのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 条例においては、特に必要と認めるときは延長できる、という記載の仕方が可能である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間については料金との兼ね合いもある。開館時間を1時間減らすことで、人員配置を軽減できるのではないか。通常時は21時までとし、公演があれば22時まで利用できる形で良いのではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> では21時までの利用という方向で考える。 その他、協議しておいた方が良いことはあるか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 市内市外の区別についてはどうか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の大学サークルなどにも平日利用をアプローチできる可能性がある。市内市外の区別はなくても良いのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の事例でいえば、申込や料金が市内外同一の例は少ない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 新しい施設なので市内市外同一で良いと考える。近隣地域の方にもどんどん使ってもらおう。ただし商業利用については料金を加算する。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> TWS からのご意見を伺いたい。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 市内市外の差を付けない方が良いと考えている。出来るだけ広域に使っていただき、交流人口を増やすと考えるべきではないか。また窓口となる申込者だけが市民である場合も考えられる。公平な利用を促すためにも差はなくても良いのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 理解はできるが、市の税金で維持管理する施設である。市民感情に配慮した方法を考える必要がある。 近隣地域の方にも使っていただく方が稼働率も上がるので将来的にも望ましい。市内外の差はない方が良い。 市内外を問わずどんどん利用して頂きたい。図書館は市内外を問わず利用できる。ただし市民であれば書籍のリクエストが出来るなど、メリットが付加される。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 市内外で申込時期をずらすという手法も考えられる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> では本委員会での案として、料金は市内外同一とする。一方で市民感情に配慮して、申込時期は市内利用優先とする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 貸出エリアについて、駐車場の一部をフリースペースとして貸し出すということは考えられるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 車止めがないところもある。貸出エリアに含めるかどうかは検討できる。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 共用部分の貸出については、外部空間も貸出エリアに含めることができる。ただし北上さくらホールの事例では、駐車場だけ借りてしまうとホール利用に支障が出ることから、必ずホールとセットでの貸出となっている。

TWS	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に委員会としての方向性は決まってきたが、諸室については1日3区分、スタジオについては1時間ごとの貸出で良いか。会議室など諸室については3区分の方が管理しやすい。ただし変則的に時間をまたぐ利用は難しくなる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館は条例上3区分としていた。近隣施設も同様に3区分で設定されている館が多い。料金についてはこれから検討する。旧市民会館は1時間単価にすると300円、小さい部屋は単価170円で貸し出していた。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉センターや商工会議所と横並びになるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 福祉センターは社会福祉協議会、商工会議所は商工会が運用しているため、市の運営施設とは別基準となる。 旧市民会館は市外利用の料金を上げていた。市内外同一料金とするのであれば、基本となる利用料金は上がることも考えられる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 4時間連続した会議というのは考え難い。午前は9時から12時で良いが、午後は13時—15時、15時—17時で分けたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 1時間単位の料金設定との兼ね合いではないか。4時間の方が安く使えるのであれば3区分でも構わない。 スタジオが時間制なのであれば合わせても良いのではないか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 時間単位の貸出であれば、利用の間に調整時間を設けるかどうか検討事項となる。2時間単位で貸し出そうというご提案があった。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ホールの貸出については利用希望の1年前に1ヶ月の予定調整を行う。その他諸室は3カ月前に調整を行う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 会議室利用のために調整会議を行うのか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 先着順の受付にするという手法もある。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 委員会としては時間ごとの貸出とする。午後の3時間、4時間連続利用は長すぎると考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 2時間セットでどこでも希望の時間帯を選べる方が借りやすい。 順番に枠をとっていく手法で良いのではないか。 2時間セットにすると何パターンになるのか。 例えば3時間利用したいと…という議論になるので、パターンで考えるとおかしくなる。 1時間ごとの貸出にした方が管理しやすいのではないか。 1時間ごとの貸出にした方が稼働率も上がるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 近隣施設と旧市民会館では3区分制であった。スタジオは使用目的がバンド練習等に特化していると考えられるため、1時間ごとの利用とした。会議室は会議だけでなく各種講座、セミナー、教室利用なども想定される。検討し、諸室も時間貸しにするのであればスタジオに合わせる。区分制にするのであればホールに合わせる。 検討は事務局で行うが、委員会としては今回のご意見の中から案を提示して頂く形で構わない。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> では続いて休館日の曜日についてはどう考えるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館で稼働率が低い曜日は何曜日か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館については、資料を確認する必要がある。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 傾向としては月・火・水の事例が多い。月曜日の休館は減ってきている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 休館日も職員はいるのか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 最近では休館日を減らす傾向ではあるが、今回のご提案は週 1 日休館。図書館も同じである。休館日について職員は仕事をしているかもしれないが、一般利用者は入れない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 休館日を設ける必要があるのか、理由を聞きたい。 休館日であっても会議室だけでも借りられるとありがたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置体制を考えると、週 1 日の休館日を設けておきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 休館日が水曜日という施設も多い。月火曜日は日曜日の片づけをしている。機材のメンテナンスなどにあてる。金土日曜日の催事準備となり、スタッフが休館日に準備をしておくという考え方もある。 条例で決めてしまえば簡単に変更はできない。単にどちらにする、という決め方ではなく理論が必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金について商業利用の場合、どのような設定になるのか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 今回のホールは可動席になる。舞台芸術よりも幅広い用途に利用できる。本来の舞台用途以外にも利用できる条例にしておかなくてはならない。例えばコンサート利用の場合にグッズ売り上げの何%かを納めてもらうという手法もある。平土間でもものを売るときにルール作りもしなくてはならない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館ではチケット販売を行う場合、基本料金の 1.5 倍としていた。その他の館ではチケット料金の大小によって基本料金を大小させるというものもある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 商業利用の線引きについて、どこで商業利用と判断するのか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> 線引きは難しい問題である。基本的には入場料金の最大で決定するケースが多い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 例えば収益はすべて寄付であっても、入場料金が設定されていれば商業利用になるということか。
TWS	<ul style="list-style-type: none"> そのような判断になる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 市民運営については、市の直営を基本としながら民間が入っていくという考え方で良いのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> その認識で相違ない。 まとめとしては、休館日は火曜か水曜日。ただし、少し決定までは根拠が必要と言うご意見だった。諸室は 1 時間ごとの貸出が望ましいのではないかとのご意見、市内市外利用の差についてのご意見や営利目的利用の考え方に意見をいただいた。これらを整理して利用料金の詳細は事務局で決定することになる。今日挙げられた意見を委員会案としてとりまとめていただくことになる。 次回日程は 8 月 23 日（金） 13 時 30 分から 15 時 30 分
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 次回に向けて備えておくべきことはあるか。

TWS	<ul style="list-style-type: none">▪ 次回は第 14 回組織計画についての協議である。市民参画を考える。▪ 施設に対して市民の側が出来ること、やりたいことを考えてきてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none">▪ 市からの提案も早い段階で提示して頂きたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none">▪ 熱心な議論を頂き、ありがとうございました。

以上